

緊急事態宣言の影響で売上が減少した事業者へ 小郡市サプライヤー等一時支援金を支給します

市独自
支援

申問 商工・企業立地課 商工観光係 ☎72-2111

令和3年1月に発令された新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言に伴う飲食店の時間短縮営業や、不要不急の外出、移動の自粛により影響を受け、売上が減少した事業者に対し、市独自に支援金を給付します。



- 対象** 市内に事業所があり、国または県の支援金(下記参照)を受給した法人または個人事業者
※事業所を持たない業種(農業者、劇団員など)の場合は、市の住民基本台帳に登録されている人
- 給付額** 次のいずれかを1回限り
国の支援金を受給した事業者 一律10万円
県の支援金を受給した事業者 一律5万円
- 給付時期** 申請に不備がない場合、受付から2週間程度で指定口座に振込み

申請方法 必要書類を郵送

【必要書類】

- ・申請書(市役所本館1階案内、小郡市商工会、おごおり情報プラザ、市ホームページで取得)
- ・国または県の給付通知書の写し

【郵送先】

〒838-0198 小郡市小郡255-1
サプライヤー等一時支援金担当

申請期限 令和3年7月31日(土)消印有効

国の支援金

緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金

令和3年1月に発令された緊急事態宣言の影響で、売上が50%以上減少した中小法人等に上限60万円、個人事業者等に上限30万円を給付。詳しくは、ホームページをご確認ください。

申請期限 5月31日(月)

相談窓口

フリーダイヤル ☎0120-211-240
IP電話 ☎03-6629-0479
(通話料がかかります)
時間 午前8時30分～午後7時
(土日祝日含む全日対応)



県の支援金

福岡県中小企業者等一時支援金

令和3年1月に発令された緊急事態宣言の影響で、売上が30%以上50%未満減少した中小法人等に上限15万円、個人事業者等に上限10万円を給付。詳しくは、ホームページをご確認ください。

申請期限 5月31日(月)

相談窓口

フリーダイヤル ☎0120-123-071
IP電話 ☎0570-012-371
(通話料がかかります)
時間 午前9時～午後5時(平日のみ対応)



国・県の支援金は、いずれか一方しか受給できません

～あなたのかなえるを応援します！～創業支援のご案内

問 商工・企業立地課 商工観光係 ☎72-2111

市は、創業する人や創業を考えている人を積極的に支援しています。商工・企業立地課(南別館3階)で行っている「創業相談のワンストップ窓口」では、ビジネスモデル構築や資金調達などについて、小郡市商工会や金融機関と連携し、支援を行っています。お気軽にご相談ください。

小郡市で創業するメリット

開業にかかる経費の一部を補助します

- ・市内で新たに創業する人への給付
- ・創業のための融資にかかる利子12か月分を補給

商工会が実施する「創業塾」を受講すると次の支援が受けられます

- ・株式会社などを設立するときに必要な登録免許税の軽減
- ・貸付利率の引き下げ(日本政策金融公庫、福岡県融資制度)
- ・無担保・無保証人(日本政策金融公庫)

【新型コロナウイルス感染症】感染再拡大を防ぐために

問 健康課総務係 ☎72-6666

県は、県内の感染状況や医療提供体制を踏まえ、これまで皆さんにお願いしていた不要不急の外出自粛や飲食店への営業時間短縮要請を3月21日に解除しました。解除後も、感染の再拡大防止のための取組は不可欠です。引き続き感染症対策へのご理解とご協力をお願いします。

市民の皆さんへお願い

- 会食は、お店・個人宅問わず、少人数、2時間以内で。会話の際はマスクを着け、大声を出さないように
- お店を選ぶときは、適切な換気や座席間隔、飛沫の飛散防止対策などを確認し、混雑を避けましょう
- 外出や移動の際は、目的地の感染状況をよく調べ、混雑していない時間と場所を選びましょう
- マスク、手洗い、身体的距離の確保、三密回避などの基本的な感染対策を徹底しましょう

はり・きゅう施術券を交付します

申 問 国保年金課国保係、医療・年金係(本館1階) ☎72-2111 ☎838-0198 小郡市小郡255-1

市は、国民健康保険や後期高齢者医療に加入している人の健康増進のため、はり・きゅう施術券を交付しています。交付を希望する人は、窓口または郵送で申請してください。

申請方法

窓口申請…窓口で被保険者証を持参

郵送申請…各治療院で配布している申請書、本人確認書類の写し、被保険者証の写しを郵送

助成額 1,200円

※自己負担分は、施術料金から助成額を差し引いた金額です

治療院一覧

治療院	住所	電話番号
重松鍼灸マッサージ療院	祇園一丁目13-13	72-6887
山崎針療院	三沢4225-354	75-0502
枝村鍼院	大保1629-1	73-3969
正健堂治療院	上岩田1305-1	72-1807

住民主体の「通いの場」を運営する団体を補助します

申 問 長寿支援課高齢者支援係(本館1階) ☎72-2111 ☎838-0198 小郡市小郡255-1

健康寿命を延ばすためには、高齢者の介護予防・健康づくりを推進することが大切です。市は、高齢者が安心して気軽に集い、さまざまな活動を通じて日常的に地域の人と交流できる「通いの場」を実施・運営する団体に対し、補助を行います。

補助対象 次の全ての要件を満たす団体

- ・ 月1回以上、1回当たり2時間以上、参加者おおむね10人以上で、65歳以上を中心に実施すること
- ・ 介護予防につながる活動(体操、脳トレなど)を実施すること
- ・ 他の補助金などの助成を受けていないこと

補助額 1団体あたり上限年額2~10万円

応募方法 申請書を窓口または郵送で提出

※申請書は窓口または郵送で取得できます

応募締切 4月23日(金)午後5時(必着)

※書類選考します



市民提案型協働事業を募集します

申問 コミュニティ推進課 コミュニティ推進係 (本館 2階) ☎72-2111 ☎838-0198 小郡市小郡255-1

6

市民提案型協働事業は、「小郡市がこうなったらいいな」「小郡市でこんなことをしてみたい」といった市民の皆さんの提案に対して、市が補助を行い、皆さんと市が協力して、地域の課題を解決していく取組です。それぞれの特性や強みを生かして協働することで、より効果的に事業を進めることができます。

対象となる事業

次の要件を全て満たし、5人以上の団体が実施する事業

- ・主に市内または市民を対象に実施すること
- ・地域課題の解決につながる事
- ・行政と協働して実施することが妥当であること
- ・市民活動団体の特性や専門性を生かした事業であること
- ・令和4年3月31日までに終了すること

2つの補助メニューがあります

①スタート応援補助金

活動実績
不要

上限
10万円

採択は
1回限り

3件程度
採択予定

②協働事業補助金

活動実績
1年以上

上限
30万円

採択は
最大2回

6件程度
採択予定

応募方法 必要書類を持参または郵送

★詳しくは、募集要項をご覧ください。募集要項は、次の場所で取得できます

- ・コミュニティ推進課窓口
- ・各校区コミュニティセンター
- ・生涯学習センター
- ・小郡市ボランティア情報センター (あすてらす内)
- ・市ホームページ(ホーム▶くらし▶コミュニティ推進▶市民提案型協働事業)

応募締切 4月20日(火)必着

令和2年度の市民提案型協働事業に採択された「Fromおごおり」

私たちは、イベントなどを通じて、小郡市の魅力発信に取り組んでいます。

令和2年の採択事業「おごおりスマイルフォトコンテスト」では、写真を通じて、小郡市の“農”を発信しました。市からは、資金面はもちろん、会議室の手配、広報など、多くのバックアップがあり、とても助かりました。



Fromおごおり
藤岡大輔さん

審査スケジュール

一次審査

応募締切後、書類審査

二次審査

4月27日(火)
プレゼンテーション・ヒアリング審査

採択・実施

補助決定後から令和4年3月末までが補助対象期間です

個別相談会を実施します(要予約)

応募にあたって不安な点や、書類の書き方を相談できます。下記から希望日時を選んで、コミュニティ推進課に申し込んでください。

期 日	会 場	時 間	
4月8日(木)	市役所本館2階 コミュニティ推進課	①午後1時30分～	②午後3時～
4月16日(金)		③午後6時	④午後7時30分
4月10日(土)	ふれあい館三国	①午前9時30分～	②午前11時～
4月18日(日)	あすてらす	③午後1時30分～	④午後3時～



土砂災害警戒区域等の一部が指定解除されました

問 防災安全課防災係(本館2階) ☎72-2111

7

土砂災害警戒区域に指定されていた横隈山古墳公園(三国が丘七丁目)は、市が斜面の補強工事を行ったため、指定が解除されました。解除に関する詳しい地図などは、窓口で縦覧できます。

4月から中学生の通院費が助成対象になります 新小学1年生・中学1～3年生の 医療証を送付しました

問 子ども育成課医療・手当係(北別館1階) ☎72-2111

8

新小学1年生・中学1～3年生に対し、3月に子ども医療証(ピンク)を送付しました。まだ医療証が届いていない場合は、お問い合わせください。
※ひとり親家庭等医療証(オレンジ)を持つ親の子どもには、ひとり親家庭等医療証を送付しています



令和3年度の就学援助申請を受け付けます

申 問 教育総務課教育総務係(西別館3階) ☎72-2111、子どもが就学している市立小・中学校

9

市は、経済的理由で給食費や学用品費の支払いにお困りの市立小・中学校に通う児童生徒の保護者に、その費用の一部を援助する就学援助制度を設けています。就学援助の申請は、年度ごとに必要です。現在援助を受けている人も、引き続き援助を希望する場合は、申請してください。

※令和3年度の小・中学校1年生で、令和3年度就学援助費(入学準備金)の認定を受けた人は、再度申請する必要はありません。ただし、認定を受けた1年生に兄弟姉妹がいる場合は、兄弟姉妹分の申請が必要です



対象世帯

- ・ 市民税が非課税の世帯
- ・ 国民年金や国民健康保険の保険料が免除されている世帯
- ・ 児童扶養手当の受給世帯
- ・ その他、経済的理由で生活が苦しい世帯

援助内容 給食費、学用品費、入学準備金、修学旅行費、医療費(学校保健安全法で定める疾病が対象)など

申請方法 就学援助申請書と委任状兼同意書*を提出
※教育総務課総務係または子どもが就学している市立小・中学校で配布します

注意事項

- ・ 就学援助の認定をする際に、世帯員全員の収入や市民税額などの情報が必要です。税の申告がされていないと認定できません
- ・ 市外からの転入者は、転入時期によって、課税所得証明書など(収入・社会保険料・生命保険料・地震保険料・市民税額が記載された証明書)の提出が必要です
- ・ 年度途中から認定された人は、認定された月以降からの月割り支給になります(転校・転入・世帯の状況の変化以外は、令和4年2月末に申請を締め切ります)

下水道を使用できる区域が広がります

☎下水道課管理係、工務係(西別館2階) ☎72-2111

4月1日から下水道を使用できる区域が広がります。下水道は、市民の皆さんの生活環境を改善するだけでなく、河川や海などの水質汚濁防止にも大きく貢献します。早めの接続をお願いします。

- 新たに下水道を使用できる区域
- 既存の下水道を使用できる区域
- ※詳しい区域は窓口で確認できます



排水設備工事は市指定工事店へ

下水道供用開始区域になると、家屋の所有者は供用開始の日から3年以内にトイレを汲み取り式から水洗式に改造し、台所や風呂などの生活排水を公共下水道に接続することが義務付けられます。また、浄化槽も速やかに廃止し、下水道に接続しなければなりません。

宅地内の排水設備工事は、市指定の排水設備工事店しか行うことができません。市指定工事店の一覧表は、下水道課工務係窓口または市ホームページ(ホーム▶暮らし▶上下水道▶下水道接続▶指定工事店一覧表)でご確認ください。

私道への下水道管設置について

私道に下水道管を設置しなければ汚水を排除できない宅地が2戸以上あるなど、一定の条件を満たせば、私道でも市が下水道管を設置できる場合があります。詳しくは、下水道課工務係までお問い合わせください。

下水道受益者負担金制度とは

下水道本管整備を行った区域の土地所有者は、その工事費の一部を受益者負担として納付することになります。

受益者負担金は、土地面積1㎡当たり280円を乗じた金額です。対象者には、5月中旬に申告書類を送付するので、内容を確認のうえ、提出してください。

負担金の納入方法は、5年分割で年4回(7月・9月・11月・1月)に分けて納める方法と一括で納める方法があり、毎年7月上旬に納付書を送付します。

下水道使用料について

下水道を接続すると、汚水の排出量に応じた下水道使用料を2か月ごとに納めていただきます。方法など、詳しくは下水道課管理係までお問い合わせください。

